



2025年1月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大石 清恭
(コード番号 4813 東証プライム)
問合せ先 執行役員 CFO コーポレート本部長 岡田 充弘
(TEL. 03-6853-9088)

ガバナンス委員会活動報告受領のお知らせ

2024年11月29日付「特別調査委員会設置及び2025年1月期第3四半期決算発表の延期並びに2025年1月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ネットワーク事業における新興顧客を中心として増加した売掛金の一部の回収期間の長期化の原因等を調査する過程において、当社米国子会社における一部取引について、不適切な売上計上の疑義（以下「本件疑義」といいます。）が生じたため、同日付で当社と利害関係を有さない外部専門家を中心として構成される特別調査委員会を設置して、網羅的かつ深度ある調査を実施することとなりました。その際、これまで本件疑義に関する事実究明等に取り組んでまいりました、社外取締役及び社外監査役により構成される社内調査委員会をガバナンス委員会に改組し、当社のガバナンス確立と健全な事業継続に資するため、鋭意取り組んできたところです。

この度、ガバナンス委員会から、別添のとおり、ガバナンス委員会活動報告が提出され、これを受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 上記のとおり設置されたガバナンス委員会により、鋭意取り組みがなされ、当社に対し、ガバナンスの強化及び健全な事業継続に資するための提言が行われたことを受け、当社としましては、これを真摯に受け止め、報告の趣旨を今後の経営に活かすと共に、なお一層のガバナンスの強化がなされ、健全な事業運営の行われる企業たるべく、鋭意努めてまいります。
2. また、今後、当社としては、特別調査委員会の調査の進行に伴い生ずる、本件疑義に関する入金の性格、実態、背景等の諸問題について、会計監査人とも適時適切な協議を継続し、適切な会計処理を実施したいと考えております。

以 上

(別添)

2025年1月27日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

株式会社ACCESS

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会活動報告

1. 設置経緯

(1) 当社より、2024年11月29日付「特別調査委員会設置及び2025年1月期第3四半期決算発表の延期並びに2025年1月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ネットワーク事業における新興顧客を中心として増加した売掛金の一部の回収期間の長期化の原因等を調査する過程において、当社米国子会社における一部取引について、不適切な売上計上の疑義（以下「本件疑義」といいます。）が生じたため、当社社外取締役は、本件疑義に対してその責務を果たすべく、社外取締役及び社外監査役により構成される社内調査委員会を設置し、調査補助者として利害関係を有さない外部専門家を起用して、本件疑義に関する事実関係の究明に尽力してまいりました。

しかしながら、調査の進展に伴い、当社と利害関係を有さない外部専門家を中心とし、社外取締役を含む特別調査委員会を設置して、網羅的かつ深度ある調査を実施することとなり、それに伴って、2025年1月期第3四半期決算発表の延期及び通期連結業績予想の修正に至りましたことは痛恨の極みと考えております。

(2) 上記のとおり、特別調査委員会を設置することとなりましたが、これまで、本件疑義に関する事実究明等に取り組んでまいりました、社外取締役及び社外監査役により構成される社内調査委員会をガバナンス委員会に改組し、引き続き、当社のガバナンス確立及び健全な事業継続に資するため鋭意取り組むことといたしました。

2. 基本方針及び活動

(1) ガバナンス委員会の基本方針は、当社のガバナンスの確立、及び事業資産の毀損ができるだけ最小限にとどめる等健全な事業継続に資することであり、株主の皆様は当然のこととして、広くは、資本市場に対する説明責任を果たすことにあります。

(2) この方針の下、以下の3点を喫緊の課題と考えて活動を行ってまいりました。
①経営活動において、通常の業務運営を正常に機能させていくこと
②事業資産の毀損を避けるため、債権の回収に努めること
③特別調査委員会の事実関係の究明に協力するとともに、経営上のリスク要因を少なくするため、現状で考えうるガバナンスの強化を緊急度の高いものから行うこと

3. 具体的活動内容

(1) 問題認識後ただちに、米国子会社に対して、当社社内取締役2名、執行役員1名を派遣し、

経営全般、技術関係、管理関係の状況把握に努めると同時に、正常な業務運営を確保するよう要請し、実施に至っております。

また、債権管理については、上記派遣の際に、当面の措置として、与信管理ルールの見直し及びその運用の徹底を行うよう助言し、緊急的措置の実行を確認しております。

- (2) 資産の毀損を防ぐため、社外取締役は昨年9月以降、米国子会社において回収期間が長期化している債権の回収を強く要請しておりましたが、この結果として、昨年7月以降昨年12月末までに、ガバナンス委員会として現時点で認識しております、本件疑義に係る一部取引先に対する債権全額（将来の保守サポート分を除く。）に相当する27百万米ドルの入金を確認することができました。

4. 今後の活動

- (1) 上記記載のとおり、ガバナンス委員会としては種々の活動を行ってまいりましたが、本件疑義の調査のため、特別調査委員会を設置することになったのは開示のとおりであります。
入金の性格等を含む本件疑義に関しては、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、当社執行部による適切な会計処理の検討状況を監督していくこととしております。
また、会計監査人とも適時適切な協議を継続したいと考えております。
- (2) 本件疑義に関しては、当社のガバナンスの改善が今後の課題となると考えられます。そうした観点から、ガバナンス委員会としましては、特別調査委員会と連携し、その調査に最大限協力しながら、今後とも、当社のガバナンス確立及び健全な事業継続に資するため、鋭意取り組んでまいります。

以上